

漁業構造改革総合対策事業について

収益性を重視した操業・生産体制の転換を6つの方法で支援します。

1 事業の概要

沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業及び養殖業等の各種漁業を対象に、資源管理や漁場環境改善に取り組みつつ収益性の高い操業・生産体制への転換を推進し、より厳しい経営環境の下でも操業を継続できる経営体を育成するため、「漁業構造改革総合対策事業」（もうかる漁業創設支援事業を含む。）を実施しています。

この事業では、地域の漁業者や流通・加工業者、造船業者等及び地方公共団体が一体となって、収益性を向上するための改革計画を作成する場合には、その改革計画に基づく

(1)～(5)のいずれかの実証を行う取組を支援します。また、個々の養殖経営体が事業性評価により生産管理と経営を見える化し、経営を改善するための養殖業改善計画を作成する場合には、その改善計画に基づく(6)の実証を行う取組を支援します。

特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）は、公募により選定された事業主体として、この事業の適切かつ円滑な運営を行います。

(1) 改革型漁船等の収益性改善の実証事業（改革型メニュー）

省エネ型、省人型若しくは省力化型の改革型漁船若しくは漁網を導入し、又は協業化等新しい操業体制への転換を図ることによる収益性改善の実証等の取組を行うことにより、地域・グループの漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進するもの。

なお、本実証には、「浜の活力再生プラン」に位置づけられた取組を行う「沿岸漁業版」（総トン数20トン未満の漁船を用いて3者3隻以上の協業化又は新規就業者（45歳以下）による生産性向上の実証）を含みます。

(2) 漁船等の収益性回復の実証事業（マイルド型メニュー）

漁業用燃油使用量の10%以上の削減及びその他のコスト削減と付加価値向上を確保する操業の実証又は3%以上の生産性を向上させる操業の実証等の取組を行うことにより、償却前利益を確保できる操業・生産形態への転換を促進するもの。

(3) 第二種特定漁業の再編整備に伴う他魚種転換等による生産性向上の実証事業

「資源管理の強化のための第二種特定漁業の再編整備に関する基本方針（※）」の対象となる漁業者（当該漁業の許可を受けた漁船を減船する場合及び一定期間当該漁業を休業するものを除く）が取り組む、改革型漁船の導入、漁獲対象魚種の多角化及び転換（他の漁業種類との兼業を含む。）、養殖業への新たな取組並びに漁獲物の付加価値向上等により生産性の向上を図り、新たな資源管理に適合した操業体制への転換を促進するもの。

※資源管理の強化のための第二種特定漁業の再編整備に関する基本方針は、現在作成中です。

(4) 資源管理・労働環境改善型漁船の計画的・効率的導入の実証事業（共通仕様メニュー）

遠洋・沖合域で操業する漁業において、居住性、安全性及び作業性に優れた漁船を共通仕様等により計画的・効率的に導入する実証の取組を行うことにより、収益性の向上及び資源管理の推進につながる操業・生産体制への転換を促進するもの。

(5) 先端的養殖モデル地域における収益性向上の実証事業

国が策定する養殖業成長産業化のための総合戦略(※)に基づき、大規模沖合養殖システムの導入や新たな養殖技術を用いた協業化等による収益性向上のための実証を通じて、国際競争力を備えた生産体制への転換を促進するもの。

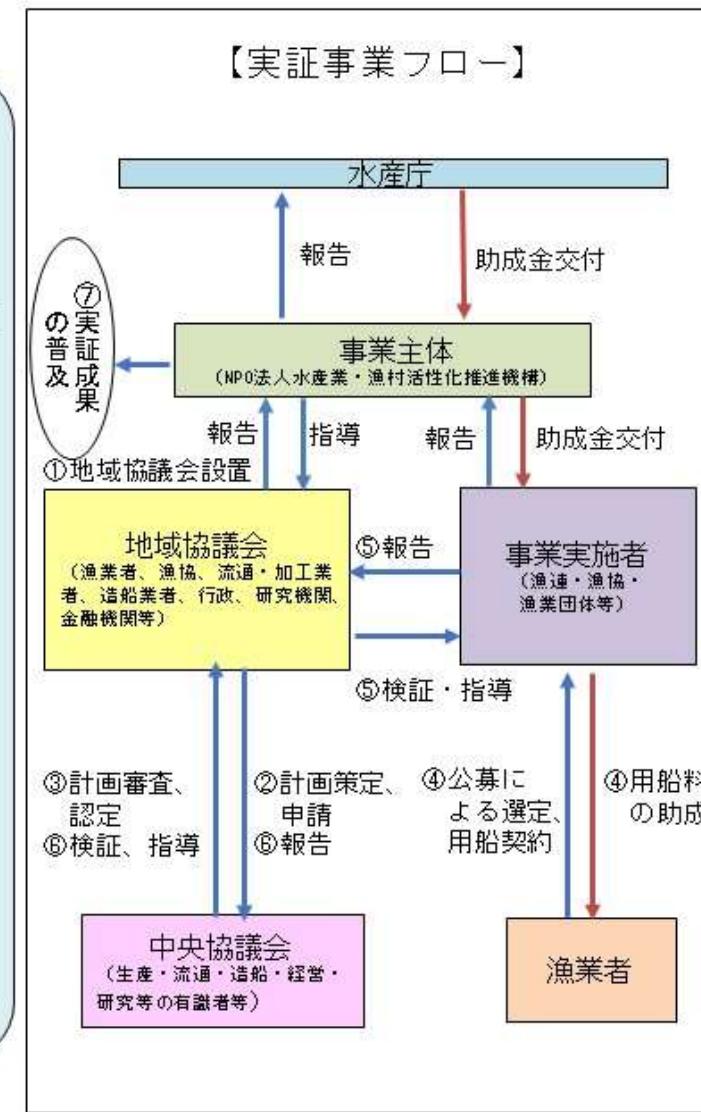
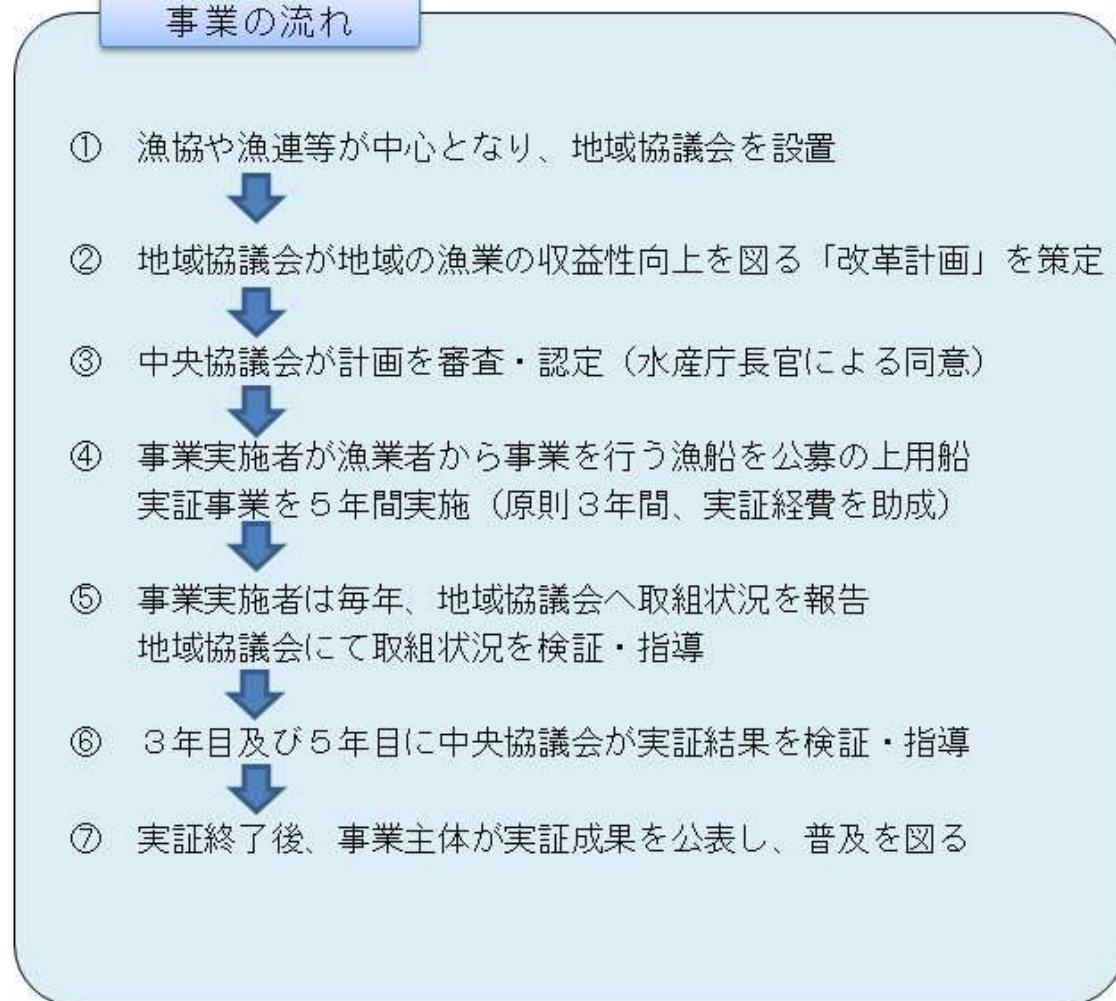
※養殖業の成長産業化のための総合戦略は、令和2年度中に作成予定です。(1) のメニューにより、養殖業の収益性改善の実証事業に取り組むことができますので、ご関心がある場合はお問い合わせください。

(6) マーケット・イン型養殖業等実証事業

マーケット・イン型養殖経営（需要の量・質の情報を能動的に入手し、需要に応じた計画的な生産を行う経営体又はその経営体を含む養殖バリュー・チェーンが行う養殖業）を推進するための取組を行う養殖業に対して、認定養殖業改善計画に基づく資材・機材の導入による生産性向上又は収益性向上のための実証事業を支援し、国際競争力を備えた養殖経営体への転換を促進するもの。

2-1 事業の流れ

(漁船漁業の場合) もうかる漁業創設支援事業 概要



(1) 地域協議会の設置と改革計画の作成

本事業に取り組むためには、漁業の構造改革に取り組もうとする地域ごとに、地域の漁業者、流通・加工業者や造船業者等の代表、金融機関、地方公共団体の職員や有識者等により構成される地域プロジェクト協議会（以下「地域協議会」という。）を設置します。

その後、地域協議会において、地域の関係する官民が一体となって、漁獲から流通・販売に至る操業・生産体制を改革し、償却前利益が確保され、収益性の向上が図られる改革計画を作成します。

計画作成に当たっては、水揚高減少や燃油価格上昇等の変動リスクについて考慮する必要がありますが、漁業経営においては、これら変動リスクは他の補助事業によって補われている場合があることから、そのような補助事業の活用も含めて検討する必要があります。

また、本事業は、将来の漁船の再建造等を念頭においた持続可能な漁業経営モデルを実証するものであることから、減価償却費や引当金等を考慮した償却後利益の確保も目指した改革計画を作成することが必要です。改革計画書には、資源管理計画又は改正漁業法に基づく資源管理協定に位置付けられた資源管理の取組を記載することが必要です。さらに、労働安全対策として、船舶自動識別装置（AIS）の設置及び乗組員のライフジャケット着用徹底の取組を記載することが必須となっています。

(2) 中央協議会による改革計画の審査・認定

地域協議会は、作成した改革計画を、漁業改革推進集中プロジェクト中央協議会（以下「中央協議会」という。）に認定申請します。中央協議会は、改革計画の認定申請があった場合には、水揚高の減少や燃油価格の上昇等を考慮の上、内容を審査し、新たな操業・生産体制へ移行した漁船等の収益性が確保されると認められるときは、これを認定します。

(3) 改革計画に基づく実証事業の実施、地域協議会による助言等

認定された改革計画に基づいて、地域協議会において事業実施者として選定された漁協等が、公募により実証事業に使用する漁船等を選定した後（漁協等と漁業者とが用船契約を締結）、当該漁船等を使用して収益性向上の実証事業を行います。つまり、事業実施者となる漁協等と、用船契約の相手方となる漁業者が連携して、認定された改革計画に沿った操業を行う必要があります。また、地域協議会は、事業実施者や用船契約した漁業者と連携して、実証期間中は概ね6か月ごとに進捗状況を把握し、収益性向上が図られていない場合には、状況に応じた改善措置の作成を含めた指導・助言を行う必要があります（※）。

なお、過去1年間に海事関係法令違反による死亡災害事故が発生していないことが、実施の条件となります。

※不漁を原因とするものなど、速やかな改善が困難な場合には、中期的な視点で助言することも考えられます。

(4) 実証事業の事業期間と支援期間

① 事業期間

本事業は、5事業期間にわたり、認定された改革計画に基づいて実証事業に取り組むものです。実証事業は水産庁長官の承認を得た実施計画に基づき行います。1事業期間は、漁業にあっては1年を超えない期間、養殖業にあっては養殖の開始から出荷までの期間とします。

② 支援期間

この事業により国から支援を受けられる期間は、漁業にあっては、最長で3事業期間（マイルド型メニューについては2事業期間）までです。ただし、実施計画が複数となる場合、最初の実施計画に基づく事業開始から最後の実施計画に基づく事業終了までが5年を超えることはできません。

また、養殖業にあっては、最長で3事業期間まで（マイルド型メニューについては2事業期間）継続して実施することができます。ただし、5年（マイルド型メニューについては4年）を超えて事業を実施することはできません。

(5) 結果の取りまとめと報告

認定された改革計画の実施に併せて、地域協議会が事業実施者である漁協等と協力して履行状況の確認、次期事業期間に向けた改善策等の検討を行うとともに、事業期間ごと（1～5年ごと）及び改革計画の計画期間の中間時（3年目）及び終了時（5年目）（※）に実証結果報告書を作成し、事業主体を経由して水産庁長官に提出します。また、3事業期間（マイルド型メニューの場合は2事業期間）及び5事業期間終了時に実証結果報告書に基づき、地域協議会は検証結果を事業実施者等の関係者と協力して取りまとめ、中央協議会に報告していただきます。

また、資源評価及び資源管理を行うため、水産庁の指定する方法により、改革計画に係る魚種ごとに、漁獲量、大きさその他の漁業生産の実績等について報告していただきます。

※支援期間（用船期間）終了後も、予算の範囲内で、地域協議会の活動経費の支援を受けることが可能です。

(6) 中央協議会による実証結果の検証

中央協議会は、地域協議会からの検証結果の報告を受け、事業成果の検証や償却前及び償却後の利益の確保が図られていないときの改善策などについて指導及び助言を行います。

(7) 事業主体（水漁機構）による公表

また、これらの取組による成果や効果については、事業主体がホームページでの公表により普及啓発に努めます。

2－2 事業の流れ【(6) の事業】

「マーケット・イン型養殖業等実証事業の手引き」をご参照願います。

- ◆ マーケット・イン型養殖業等実証事業の手引き (http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/market_in_file/market-in_tebiki.pdf)

3 注意事項

(1) 事業の中止等

次のいずれかに該当する場合には、水産庁長官が事業の中止及び既に支払をした助成金の全部又は一部について返還を命じることがあります。(※)

※既に事業が終了していた場合にも、同様に、助成金の全部又は一部について返還を命じことがあります。

- (ア) 事業実施者又は所有者等が漁業経営を中止したとき
- (イ) 事業実施者と所有者等が用船契約等を解除したとき
- (ウ) 事業実施者が水産庁長官又は事業主体に対して虚偽の報告を行ったとき
- (エ) 事業実施者が実施要領に定める報告書及び水産庁長官又は事業主体から求められた証拠書類等の提出を拒んだとき
- (オ) 事業実施者又は所有者等がこの事業の実施に関連して法令に違反したとき
- (カ) その他水産庁長官が事業を継続することが不適当と判断したとき

(2) 助成金支払の留保

(1)の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する疑いがある場合には、その事実関係を確認するまでの間、水産庁長官が事業主体に対して、助成金の支払を留保することを命じことがあります。

(3) 販売代金の管理等【(1)～(5)の事業】

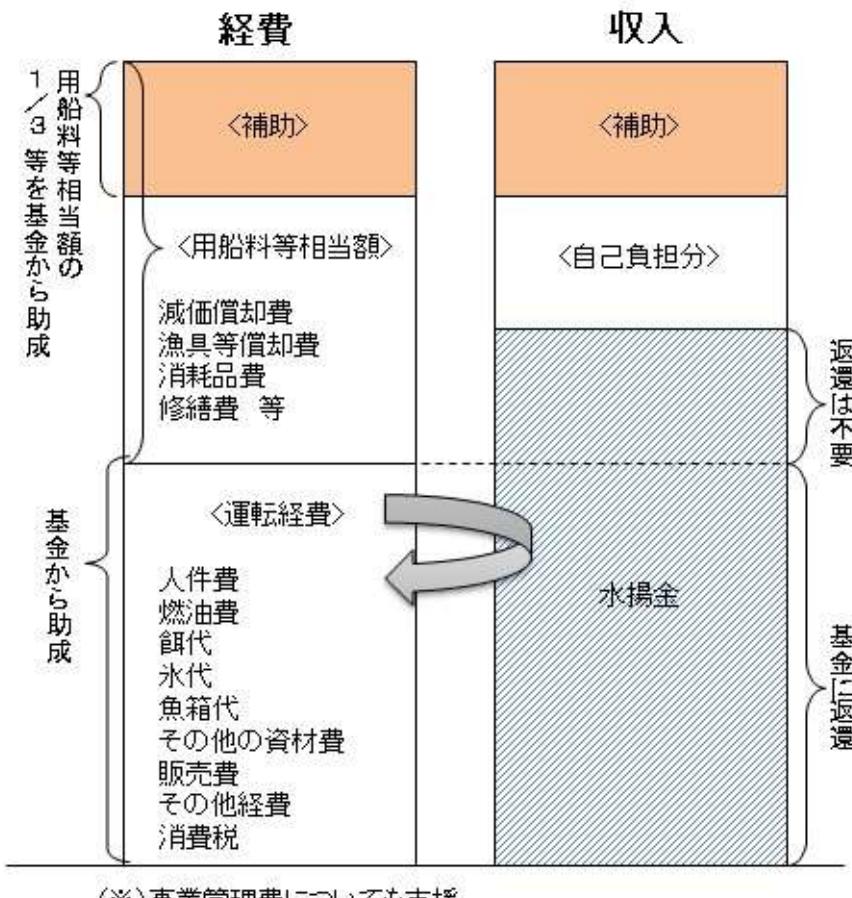
事業実施者は、事業期間中の漁獲物等の販売に係る代金（通常の操業で発生する漁獲物販売代金等の収入及びその他の収入をいう。）を助成金の返還に充てるため、事業期間ごとの特別勘定を設け、必要額を繰り入れることにより管理する必要があります。

なお、事業期間中にあっても当該勘定に繰り入れられた漁獲物等の販売に係る代金を事業に要する経費の支払に充てることができます。

(基金から助成される運転経費等助成金は、事業期間ごとに全額返還する必要があります。)

【もうかる漁業創設支援事業のイメージ図】

【(1)～(4)の事業（漁船漁業の場合）】



【(1)～(3)、(5)の事業（養殖業の場合）】

